

同居家族が感染者・濃厚接触者（以下、感染者等）となった場合に、在宅の要介護者の生命を守るため、介護サービスを提供する事業者の支援を行うもの。

## 1 背景

- (1) 当市では、在宅の介護サービス利用の高齢者とその同居家族の割合が県内他市よりも高い。
- (2) 昨年の市内の新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者は、高齢者よりも学校・職場等での発生に起因する家庭内感染が多かった。
- (3) 家族が介護者であり、感染者等となった場合に、同居している要介護者の介護が困難となり、介護事業者にその役割を担ってもらう必要がある。

## 2 目的

- (1) 在宅の介護者が感染者等になり、介護が困難になった場合の要介護者の生命と安心の維持
- (2) 感染者等となった在宅の介護者が安心して治療に専念できる環境整備
- (3) 在宅の介護事業者の感染対策の費用及び精神的な負担の軽減によるサービスの提供及び維持

## 3 新事業の方針

- (1) 新規利用者等に対するケアマネジメントへの支援
  - ① 内容：家族などの主介護者が感染者等になった場合は、ケアプランの早急の作成または変更が必要であり、これを作成した事業所に支援金を支給する。
  - ② 支給額：1件当たり2万円（1回のみ）
  - ③ 対象事業所：居宅介護支援事業所、居宅介護予防支援事業所
- (2) 優先的に相談可能な訪問系介護事業所の募集
  - ① 内容：居宅介護支援事業所が、優先的に相談可能な事業所をあらかじめ募集・データベース化する。
  - ② 費用等：0円（Logoフォームを活用する）
  - ③ 対象事業所：訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、訪問看護、定期巡回等生活維持に必要なサービス等
- (3) 在宅の介護サービス提供事業者に対する財源支援
  - ① 内容：同居家族が感染者等となった在宅の要介護者にサービスを提供した事業所に対して支援金を支給する。
  - ② 支給額等：固定費15万円（初回のみ）  
+訪問1回あたり9千円（原則1日3回まで）
  - ③ 対象サービス：(2)に準じる。
- (4) 事業費  
3,263千円

## 4 スケジュール

- 令和4年1月～ 要綱策定  
令和4年2月～ 事業実施（速やかな事業実施を見込む）